

茨城県単独治山事業実施要領

茨城県単独治山事業実施要領

昭和48年8月25日

(最終改正)平成12年5月15日

第1 (趣旨)

国土の保全と併せ県民の安定を期するため、国庫補助治山事業と併行し、地域防災の完全実施を図るため、予算の範囲内で自主的に行う県単治山事業の取扱いは、この要領の定めるところによる。

第2 (事業の種類)

県単治山事業とは、国庫補助の対象とならない荒廢地の復旧工事、荒廢のおそれのある林地の予防工事、海岸砂地の防災工事、保安林機能活性化工事・防災林施設の災害復旧工事・2次災害防止のための応急工事・都市近郊森林保全工事・小流域水源地整備工事等、次のとおりとする。

[山地治山事業]

①小規模復旧治山事業

小規模な山腹崩壊地や小規模な浸食溪流などの荒廢山地、溪流を復旧整備し災害の防止、軽減を図るための事業である。

工法には、治山ダム工・土留工・水路工・緑化工・植栽工等がある。

②小規模予防治山

山腹の崩壊危険地や浸食荒廢のおそれのある溪流などの荒廢危険山地の崩壊等を未然に防止するための事業である。

工法には、治山ダム工・土留工・水路工などがある。

③治山施設県単復旧事業

天然現象により、既存の治山施設が欠損あるいは、倒壊等の被害が発生した場合に治山施設を復旧する事業である。

工法には、既存の工法に準ずるが、必要において、改工法を用いてもさしつかえない。

④都市近郊森林保全事業

集落地や都市部に近接する生活環境林・多目的林・公有林において、利用形態の変化や地域環境の変化に伴い、県民ニーズに合った施設の管理や造成を行う事業である。

工法には、親水性や防災性・保健機能を高め自然環境を高める保水ダム工・環境木・植栽工・水路工・自然散策土工・林内休憩施設等がある。

⑤小流域水源地整備事業

山間地の小流域において、流水や湧水を生活用水として利用している地域において、取水口を核として、災害防止施設や森林整備を行い、水源地の水質の向上、土砂流出の防止を図る事業である。

工法には、溪間工・山腹工・水源貯水ダム工・除間伐・枝打・植栽工等がある。

⑥応急工事事業

山地治山事業において、事業の実施に当たり、緊急に事前処理を行わないと被害の拡大、事業費の増が確実なものについて応急的に行う事業である。

工法には、排土工・土留工・流路工等がある。

[防災林造成事業]

⑦県単防災林造成事業

海岸防災林の小規模な荒廢地における復旧、適正な管理を行うための整備強化の事

業である。

工法には、堆砂垣工、植栽工・防風垣工・大苗植栽工・舗装管理道や林内管理道・砂草植栽工・植栽工・排水工・木柵工等がある。

⑧防災林施設県単復旧事業

既設の防災林施設において、天然現象により、崩壊や倒壊した部分において原形復旧を原則とする。

工法には、人工砂丘工・防潮護岸工・堆砂垣工・防風垣工・植栽工・砂草植栽工等がある。

[保安林整備事業]

⑨県単保安林機能活性化対策事業

既往の治山施行地及びその効果内に存する機能の低位な保安林に対して、保安林の持つ機能の向上、活性化を図る事業である。

工種としては、本数調整伐・下刈・枝打工・植栽工・砂草植栽工・土留工・木柵工・流路工等がある。

第3（採択基準）

1 公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生安定の見地から必要と認められるもののうち、次の各号の一に該当するものについて採択する。

ア 鉄道、道路、又はその付帯施設に被害を与え、又は与えるおそれのあるもの。

イ 官公署、学校、病院等の公共施設、又は重要産業施設等に被害を与えるおそれのあるもの。

ウ 重要な溜池、用排水施設、又は河川施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれのあるもの。

エ 人家に直接被害を与え、又は与えるおそれのあるもの。

オ 農地1 ha以上に直接被害を与え、又は与えるおそれのあるもの。

（農地が1 ha未満であっても当該地域に存在する人家に与える被害を考慮し、それが農地1 ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）

カ 国庫補助事業に関連して行う工事。

キ その他知事が必要と認めるもの。

2 治山施設県単復旧事業、防災林施設県単復旧事業

既設治山、防災林施設の災害復旧工事及び維持工事で、1箇所の工事費が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」でいう採択基準に満たないもの。

第4（適用除外）

次の各号の一に該当するものは採択しない。

1 森林経営上の不当行為

2 土石等の採取に起因する山地等の荒廃で、その復旧が当然原因者の責に帰すると認められるもの。

ただし、1及び2項で原因者と被害者との話合いが不調の場合は、その状況、経過等を勘案して採択することができる。

3 工事費に比し、経済効果の小さいもの。

4 明らかに他の事業で維持管理を必要とするもの。

附則

この要領は、平成12年5月15日から施行し、平成12年度事業から適用する。